

決算短信の作成に係る留意事項について

※ この留意事項では、新TDnet稼動（平成20年7月上旬予定）の前に提出される決算短信・中間決算短信より適用される事項のみを記載しています。新TDnetの稼動後に適用される様式・作成要領の修正については、後日改めて公表します。

また、四半期決算短信の作成要領と整合を取るための様式・作成要領の修正のうち、今回の留意事項に含まれていない事項については、新TDnetの稼動に伴う様式・作成要領の修正と同時に公表します。（適用については、新TDnetの稼動に伴う様式・作成要領の適用時期と同時期を予定しています。）

1. 通期決算短信様式・作成要領の一部修正について

平成20年4月1日以後開始する事業年度より四半期報告制度が導入されることに伴い、四半期決算短信（これまでの四半期財務・業績の概況）においても、同事業年度より、従来の「中間期」は「第2四半期」として取り扱われることとなります。

通期決算短信の業績予想欄（連結・個別）については、従来、翌期における「中間期」及び「通期」の業績予想を記載することとしていましたが、四半期報告制度が導入される事業年度の直前事業年度に係る決算短信の業績予想欄においては、この「中間期」は、「第2四半期（連結）累計期間」と名称が変更されることとなります。ただし、これは単なる名称の変更のみであり、業績予想期間の変更を意味するものではありません。

なお、具体的な変更部分については、【別添2】をご参照ください。また、本留意事項の適用対象となる決算短信の範囲については、【別添3】をご参照ください。

2. リース取引に関する会計基準適用に伴う業績予想欄の記載について

リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 平成19年3月30日改正 以下、「リース基準」という。）については、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る年度末決算より適用することとされています。（ただし、四半期決算については、平成21年4月1日以後開始する事業年度に係る第1四半期よりリース基準を適用することとされています。

したがって、平成20年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前事業年度における通期決算短信を作成する段階では、リース基準を適用した場合の通期の業績予想への影響額の算定が終了しておらず、これを正確に見積もることが困難である場合が想定されます。

この場合において、リース基準を適用した結果、業績予想数値に与える影響が軽微である場合を除き、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の欄に、業績予想にはリース基準を適用した場合の影響が反映されていない旨を記載してください。

なお、本留意事項の適用対象となる通期決算短信の範囲については、【別添3】をご参照ください。

【記載例】

通期の業績予想には、リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）適用に係る影響は反映されておられません。

3. 決算短信の開示が期末日後55日を超える場合の開示について

平成20年3月1日以後に終了する決算期又は中間決算期においては、決算短信又は中間決算短信（以下、決算短信等）の開示が期末後55日（※）を超える場合は、決算短信等の開示後遅滞なく、① 開示がその時期になった理由及び ② 翌年度以降の開示時期の見込み・計画を開示していただく必要がありますので、ご留意ください（決算短信・中間決算短信作成要領表紙の「2. 決算発表時期」なお書き参照）。

また、この理由等の開示について、55日目が休日の場合は、翌営業日を超える場合に開示を行うものとします（例えば、平成20年3月末決算会社の場合、55日目である5月25日は日曜日のため、その翌日の5月26日を超える場合（5月27日以降に決算短信等の開示を行った場合）に理由等の開示が必要となります。）。

なお、本留意事項の適用対象となる通期決算短信の範囲については、【別添3】をご参照ください。

（※）平成21年3月1日以後に終了する連結会計年度又は事業年度については、決算短信（中間決算短信）の開示が期末後50日を超える場合に理由等の開示が必要となります。

4. 会計基準の早期適用を行った場合の記載について

早期適用が認められている会計基準について早期適用を行った場合は、「サマリー情報 4. (2) 連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更」欄（※）に、当該早期適用をした年度において「有」を選択した上で、参照するページ（「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」など）を記載する事としています。

ここで、当該項目に関して、早期適用が認められている会計基準について早期適用した場合は、「② ①以外の変更」について「有」を選択してください（この場合、他に会計基準の変更がなければ、「① 会計基準等の改正に伴う変更」については「無」を選択してください。）。

※ 非連結の決算短信においては、「サマリー情報 4. (1) 重要な会計方針の変更」